

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>（契約締結前交付書面の共通記載事項）</p> <p>第八十二条 法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引業協会及び対象事業者となっている認定投資者保護団体（当該金融商品取引契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（加入し、又は対象事業者となっている場合にあつては、その名称）</p> <p>（取引残高報告書の交付を要しない場合）</p> <p>第一百一十一条 取引残高報告書に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 有価証券又は金銭の受渡しを伴わない有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（有価証券等清算取次ぎを除く。）を行う場合</p> <p>六 （略）</p>	<p>（契約締結前交付書面の共通記載事項）</p> <p>第八十二条 法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引業協会及び対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無（加入し、又は対象事業者となっている場合にあつては、その名称）</p> <p>（取引残高報告書の交付を要しない場合）</p> <p>第一百一十一条 取引残高報告書に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五 （略）</p>

(事故の確認を要しない場合)

第百十九条 法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜七 (略)

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手続について弁護士又は司法書士(司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第一項第七号に掲げる事務を行う者に限る。次号において同じ。)が顧客を代理していること。

ロ・ハ (略)

九 事故及び顧客に生じた損失について、金融商品取引業者等と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっている場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合(前各号に掲げる場合を除く。)

イ 金融商品取引業者等が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円(ロに規定する委員会が司法書士である委員のみにより構成されている場合にあつては、司法書士法第三条第一項第七号に規定する額)を超えないこと。

ロ イの支払が事故による損失を補てんするために行われるものであることが、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会(金融商品取引業協会により任命された複数の委員(事故に係

(事故の確認を要しない場合)

第百十九条 法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜七 (略)

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手続について弁護士又は司法書士(司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第一項第七号に掲げる事務を行う者に限る。)が顧客を代理していること。

ロ・ハ (略)

(新設)

る金融商品取引業者等及び顧客と特別の利害関係のない弁護士又は司法書士である者に限る。)により構成されるものをいう。
(において調査され、確認されていること。)

十| 金融商品取引業者等の代表者等が前条第一号イからホまでに掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき
(前各号に掲げる場合を除く。)

十一| 金融商品取引業者等の代表者等が前条第一号ハ又はニに掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合(法第四十六条の二、第四十七条若しくは第四十八条に規定する帳簿書類又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限り、前各号に掲げる場合を除く。)

2 前項第十号の利益は、前条第一項第一号イからホまでに掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同号ハ又はニに掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十一号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 金融商品取引業者等は、第一項第九号、第十号又は第十一号に掲げる場合において、法第三十九条第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百一十一

九| 金融商品取引業者等の代表者等が前条第一号イからホまでに掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

十| 金融商品取引業者等の代表者等が前条第一号ハ又はニに掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合(法第四十六条の二、第四十七条若しくは第四十八条に規定する帳簿書類又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限り。)

2 前項第九号の利益は、前条第一項第一号イからホまでに掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同号ハ又はニに掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 金融商品取引業者等は、第一項第九号又は第十号に掲げる場合において、法第三十九条第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百一十一号に掲げる事項を、当該申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した

各号に掲げる事項を、当該申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長。次条において同じ。）に報告しなければならない。

（金融商品取引業者における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外）

第四百四十八条 法第四十四条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 一 証券等（証券その他の物又は番号、記号その他の符号をいう。第四百四十九条の二第一号イ及び第二百七十四条第一号において同じ。）を提示し、又は通知した個人から有価証券の売買の受託等をする行為であつて、当該個人が当該有価証券の対価に相当する額を二月未満の期間内に一括して支払い、当該額が金融商品取引業者（有価証券等管理業務を行う者に限る。第三号において同じ。）に交付されること。

二 (略)

- 三 当該有価証券の売買が累積投資契約（金融商品取引業者が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定められた期日

本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長。次条において同じ。）に報告しなければならない。

（信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外）

第四百四十八条 法第四十四条の二第一項第一号及び第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 一 証券等（証券その他の物又は番号、記号その他の符号をいう。第二百七十四条第一号において同じ。）を提示し、又は通知した個人から有価証券の売買の受託等をする行為であつて、当該個人が当該有価証券の対価に相当する額を二月未満の期間内に一括して支払い、当該額が金融商品取引業者等（有価証券等管理業務を行う者に限る。第三号において同じ。）に交付されること。

二 (略)

- 三 当該有価証券の売買が累積投資契約（金融商品取引業者等が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定められた期

において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。)によるものであること。

イ (略)

ロ 預り金の管理の方法として、顧客からの払込金及び顧客が寄託している有価証券の果実並びに償還金の受入れに基づいて発生した金融商品取引業者の預り金を累積投資預り金として他の預り金と区分して経理することを定めていること。

ハ 他の顧客又は金融商品取引業者と共同で買い付ける場合には、顧客が買い付けた有価証券につき回記号及び番号が特定されたときに、当該顧客が単独で当該有価証券の所有権を有することが確定することを定めていること。

ニ 有価証券の管理の方法として、預託を受けた有価証券(金融商品取引業者と顧客が共有しているものに限る。)が他の有価証券と分別して管理されるものであること。

ホ (略)

(登録金融機関における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外)

第四百四十九条の二 法第四十四条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与することを条件として有価証券の売買の受託等をする行為のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。)によるものであること。

イ (略)

ロ 預り金の管理の方法として、顧客からの払込金及び顧客が寄託している有価証券の果実並びに償還金の受入れに基づいて発生した金融商品取引業者等の預り金を累積投資預り金として他の預り金と区分して経理することを定めていること。

ハ 他の顧客又は金融商品取引業者等と共同で買い付ける場合には、顧客が買い付けた有価証券につき回記号及び番号が特定されたときに、当該顧客が単独で当該有価証券の所有権を有することが確定することを定めていること。

ニ 有価証券の管理の方法として、預託を受けた有価証券(金融商品取引業者等と顧客が共有しているものに限る。)が他の有価証券と分別して管理されるものであること。

ホ (略)

(新設)

-
- 一 次のいずれかに該当すること。
- イ 証券等を提示し、又は通知した個人から有価証券の売買の受託等をする行為であつて、当該個人が当該有価証券の対価に相当する額を二月未満の期間内に一括して支払い、当該額が登録金融機関（有価証券等管理業務を行う者に限る。第三号において同じ。）に交付されること。
- ロ 登録金融機関と預金又は貯金の受入れを内容とする契約を締結する個人から有価証券の売買の受託等をする行為であつて、当該契約に付随した貸付けを行う契約に基づき当該個人に対し当該有価証券の対価に相当する額の全部又は一部の貸付け（一月以内に返済を受ける貸付けに限る。）を行うものであること。
- 二 同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。
- 三 当該有価証券の売買が累積投資契約（登録金融機関が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。）によるものであること。
- イ 有価証券の買付けの方法として、当該有価証券の種類及び買付けのための預り金の充当方法を定めていること。
- ロ 預り金の管理の方法として、顧客からの払込金及び顧客が寄託している有価証券の果実並びに償還金の受入れに基づいて発
-

生じた登録金融機関の預り金を累積投資預り金として他の預り金と区分して経理することを定めていること。

ハ 他の顧客又は登録金融機関と共同で買い付ける場合には、顧客が買い付けた有価証券につき回記号及び番号が特定されたときに、当該顧客が単独で当該有価証券の所有権を有することが確定することを定めていること。

ニ 有価証券の管理の方法として、預託を受けた有価証券（登録金融機関と顧客が共有しているものに限る。）が他の有価証券と分別して管理されるものであること。

ホ 顧客から申出があつたときには解約するものであること。

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第一百七十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの及び前条各号に掲げる要件のすべてを満たすものを除く。）

二 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第一百七十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの及び前条各号に掲げる要件の

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第一百七十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの及び第四百四十八条各号に掲げる要件のすべてを満たすものを除く。）

二 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第一百七十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの及び第四百四十八条各号に掲げ

すべてを満たすものを除く。）

三〇五 (略)

(事故の確認を要しない場合)

第二百七十七条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇七 (略)

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手續について弁護士又は司法書士(司法書士法第三条第一項第七号に掲げる事務を行う者に限る。次号において同じ。)が顧客を代理していること。

ロ・ハ (略)

九 事故及び顧客に生じた損失について、所属金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者と顧客との間で顧客に対して支払いをすることとなる額が定まっている場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合(前各号に掲げる場合を除く。)

イ 所属金融商品取引業者等が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円(ロに規定する委員会が司法書士(第八号イの司法書士に限る。ロにおいて同じ。)である委員のみにより構成されている場合)であつては、司法書士法第三条第一項第七号に規定する額)を超えないこと。

る要件のすべてを満たすものを除く。）

三〇五 (略)

(事故の確認を要しない場合)

第二百七十七条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇七 (略)

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手續について弁護士又は司法書士(司法書士法第三条第一項第七号に掲げる事務を行う場合に限る。)が顧客を代理していること。

ロ・ハ (略)

(新設)

ロ イの支払が事故による損失を補てんするために行われるものであることが、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会（金融商品取引業協会により任命された複数の委員（事故に係る所属金融商品取引業者等、金融商品仲介業者及び顧客と特別の利害関係のない弁護士又は司法書士である者に限る。）により構成されるものをいう。）において調査され、確認されたこと。

十 金融商品仲介業者又はその代表者等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき（前各号に掲げる場合を除く。）。

十一 金融商品仲介業者又はその代表者等が前条第一号ハ又は二に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（法第四十六条の二、第四十七条若しくは第四十八条に規定する帳簿書類、第二百八十二条第一項第一号に掲げる金融商品仲介補助簿又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限り、前各号に掲げる場合を除く。）。

2 前項第十号の利益は、前条各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同条第三号又は第四号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、同項第十一号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

九 金融商品仲介業者又はその代表者等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

十 金融商品仲介業者又はその代表者等が前条第三号又は第四号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（法第四十六条の二、第四十七条若しくは第四十八条に規定する帳簿書類、第二百八十二条第一項第一号に掲げる金融商品仲介補助簿又は顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限り、前各号に掲げる場合を除く。）。

2 前項第九号の利益は、前条各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同条第三号又は第四号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、同項第十号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 所属金融商品取引業者等は、第一項第九号、第十号又は第十一号に掲げる場合において、法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書の確認を受けず、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申し込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百七十九条各号に掲げる事項を、当該申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した金融商品仲介業者の本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長。次条において同じ。）に報告しなければならない。

3 所属金融商品取引業者等は、第一項第九号又は第十号に掲げる場合において、法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書の確認を受けず、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申し込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百七十九条各号に掲げる事項を、当該申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した金融商品仲介業者の本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長。次条において同じ。）に報告しなければならない。